

○岡山市埋立行為等の規制に関する条例

平成17年3月17日

市条例第90号

改正 平成18年12月27日市条例第129号

平成20年12月25日市条例第110号

平成23年12月19日市条例第89号

平成26年7月1日市条例第107号

令和元年9月27日市条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、土砂による埋立て及び土砂の採取について必要な規制を行うことにより、災害の防止及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 埋立行為 土砂による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂のたい積をいう。ただし、次に掲げる行為を除く。

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物の処理

イ 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項又は第2項に定める基準に適合しない土壤の処理

(2) 埋立行為等 埋立行為及び土砂の採取（前号ア及びイに該当する場合を除く。）を行う行為をいう。

(3) 事業区域 埋立行為等に供される土地の範囲（進入路の敷地、排水施設の敷地その他当該埋立行為等の用に供される土地の区域を含む。）をいう。

(4) 事業者 埋立行為等に関する工事の注文者又は請負工事によらないで自ら埋立行為等を行う者をいう。

(5) 施工者 埋立行為等に関する工事の請負人又は請負工事によらないで自らこれらの工事をする者をいう。

(注文者の責務)

第3条 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の注文者は、その注文する建設工事に伴って発生する土砂に関し、請負人に対して、その適正な処理を指示するとともに、処理に要する費用の適正な負担を行うよう努めなければならない。

(請負人の責務)

第4条 建設工事の請負人は、請負契約の内容等を踏まえて、建設工事の施工方法を工夫することにより、建設工事に伴って発生する土砂の排出量の抑制に努めるとともに、土砂と他の物との分別その他必要な措置を講ずることにより、土砂の適正な処理及び再利用に努めなければならない。

(事業者等の責務)

第5条 事業者及び施工者は、埋立行為等の実施に当たっては、災害を未然に防止するため、及び生活環境を保全するため、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者及び施工者は、埋立行為等に関し、周辺住民から苦情があったときは、責任をもって自ら積極的に、その解決に当たらなければならない。

(土地所有者の義務)

第6条 土地の所有者は、埋立行為等を行おうとする者に対し、当該埋立行為等の用に供するために土地を利用させようとするときは、当該埋立行為等による災害が発生し、又は生活環境を害するおそれのないことを確認し、そのおそれのある埋立行為等を行おうとする者に対して当該土地を利用させてはならない。

2 土地の所有者は、埋立行為等を行おうとする者に対し、その土地の利用を同意した場合には、当該埋立行為等が適正になされているかどうかについて常に注意を払うとともに、当該埋立行為等が適正になされていないと思料するときは、その旨を市長に報告しなければならない。

3 土地の所有者は、この条例の施行に関し、市長に協力しなければならない。

(埋立行為等の許可)

第7条 埋立行為等を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる埋立行為等については、この限りでない。

(1) 法令に基づき許可、認可、届出等を要する埋立行為等で規則で定めるもの

(2) 国、地方公共団体その他規則で定める団体が行う埋立行為等

(3) 前2号に掲げるもののほか規則で定める埋立行為等

2 前項の許可は、5年を下らない規則で定める期間ごとに、前項の許可を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

(1) 許可を受けようとする者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 事業区域の所在及びその面積

(3) 埋立行為等の目的

(4) 施工者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(5) 埋立行為等の期間

(6) 埋立行為等の計画

(7) 前各号に掲げるもののほか規則で定める事項

4 前項の申請書には、規則で定めるところにより、必要な資料を添付しなければならない。

5 市長は、災害の防止及び生活環境の保全を図るため、第1項の許可に必要な条件を付することができる。

(土地所有者等の同意)

第8条 前条の規定による許可の申請をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、当該申請に係る事業区域内に所在する土地の所有者に対して、前条第3項各号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

2 前項に定めるもののほか、前条の規定による許可の申請をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、当該申請に係る事業区域内に所在する土地につき当該埋立行為等の妨げとなる規則で定める権利を有する者（同項に規定する土地の所有者を除く。）に対し、当該埋立行為等の概要を説明し、その同意を得なければならない。

3 前2項の場合において、当該事業区域内に所在する土地の所有者及びその土地につき当該埋立行為等の妨げとなる権利を有する者は、前条第3項各号に掲げる事項を当該説明により確認しなければならない。

4 当該事業区域内に所在する土地の所有者及びその土地につき当該埋立行為等の妨げとなる権利を有する者は、前項の確認をしなければ、第1項及び第2項に掲げる同意をしてはならない。

(許可の基準)

第9条 市長は、許可の申請が、次の各号のいずれにも適合すると認められるときでなければ、第7条第1項の許可をしてはならない。

(1) 埋立行為等の計画が、規則で定める埋立行為等に係る一般的基準（以下「一般的基準」という。）に適合するものであること。

(2) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 第23条又は第24条の規定により命令を受け、命令を履行していない者

オ 第12条第1項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る岡山市行政手続条例（平成9年市条例第58号）第12条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上

の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)又は規則で定める使用人であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)

カ その申請に係る行為に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められる者

キ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がアからカまで又はクのいずれかに該当するもの

ク 法人である場合においては、その役員又は規則で定める使用人のうちにアからカまでのいずれかに該当する者のあるもの

ケ 個人である場合においては、規則で定める使用人のうちにアからカまでのいずれかに該当する者のあるもの

(3) 申請者が、埋立行為等の計画を実施し、及びこの条例に定める義務を履行するために必要な資力及び信用があると認められること。

(4) 申請者が、第8条の規定による同意を得ていること。

(5) 施工者が、埋立行為等に関する計画を実施するために必要な施工能力があると認められること。

(6) 第11条に規定する周辺住民への周知が完了していること。

(変更等の許可)

第10条 第7条第1項の許可を受けた者(以下「許可事業者」という。)は、同条第3項各号に定める事項を変更し、又は当該許可に係る埋立行為等を廃止しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする許可事業者は、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して、これを行わなければならない。

3 第7条第1項及び第5項、第8条並びに第9条の規定は、第1項の許可の場合に準用する。

4 許可事業者は、第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

(周辺住民への周知)

第11条 第7条第3項の規定による許可の申請をしようとする者は、当該申請に係る事業区域の周辺住民であって規則で定める範囲の者に対して、規則で定める方法により当該埋立行為等の概要を周知しなければならない。

2 前条第2項の規定による変更又は廃止に係る許可の申請をしようとする者は、当該申請に係る事業区域の周辺住民に対して、規則で定める方法により第7条第3項各号に定める事項の変更の概要又は許可に係る埋立行為等の廃止の概要を周知しなければならない。

3 前2項の場合において、周知が完了したときは、完了後速やかに、市長に対し報告しなければならない。

(許可の取消し等)

第12条 市長は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により、第7条第1項又は第10条第1項の許可を受けたとき。

(2) 第7条第5項(第10条第3項において準用する場合を含む。)の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

(3) 第9条第2号アからケまでのいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 一般的基準に違反したとき。

(5) 正当な理由がないのに、第20条に基づく報告を拒み、又は第21条に基づく立入調査権の行使を妨げたとき。

(6) 第23条の規定による命令に違反したとき。

2 前項の規定により当該許可の取消しを受けた者は、一般的基準に適合するよう必要な措置を講じなければならない。

(標識の掲示)

第13条 許可事業者は、当該許可に係る埋立行為等を行っている間は、事業区域内の公衆の見やすい場所に、規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

(着手の届出)

第14条 許可事業者は、当該許可に係る埋立行為等に着手したときは、着手した日から

起算して10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(搬入計画の届出)

第15条 許可事業者は、土砂を当該事業区域内に搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、土砂の搬入に係る計画（以下「搬入計画」という。）を作成し、当該土砂の搬入を開始する日から起算して10日前までに、市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める量又は土質の土砂の搬入については、この限りでない。

(水質検査の報告)

第16条 許可事業者は、規則で定めるところにより、定期的に、事業区域内で発生し、事業区域外へ排出される水の水質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、規則で定める範囲の埋立行為については、この限りでない。

(土砂管理台帳の作成等)

第17条 許可事業者は、埋立行為に使用された土砂について、規則で定めるところにより、発生場所ごとに土砂管理台帳を作成し、1年ごとに閉鎖しなければならない。

2 許可事業者は、当該許可に係る埋立行為の着手から完了までの期間、3箇月ごとに、当該3箇月を経過した日（当該3箇月の期間に事業を完了したときは、当該完了の日）から起算して20日以内に、前項の規定により作成した土砂管理台帳の写し及び規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により提出された土砂管理台帳の写し及び規則で定める書類を、当該許可に係る埋立行為が完了し、又は廃止された日の翌日から起算して3箇月を経過する日までの間、住民の閲覧に供するものとする。

(埋立行為等の完了検査)

第18条 許可事業者は、当該許可に係る埋立行為等が完了したときは、完了した日の翌日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに当該届出に係る埋立行為等が当該許可の内容及び一般的基準に適合しているかどうかの検査をし、その検査の結果当該埋立行為等が適合していると認めたときは、検査済証を当該許可事業者に交付しなければならない。

(承継)

第19条 許可事業者について、相続、合併又は分割（当該許可に係る埋立行為等の全部を承継させるものに限る。）があった場合においては、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る埋立行為等を承継した法人は、既に許可を受けた事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により、事業者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その事実を証する書面を添付して、その承継の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（報告の徴収）

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者、施工者又は事業区域内の土地の所有者に対し、必要な報告を求めることができる。

（立入調査）

第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業区域又は事業者若しくは施工者の事務所若しくは事業所に立ち入らせ、埋立行為等の実施状況、帳簿、書類その他の物件を調査させ、関係人に質問させ、又は調査に必要な限度において土砂等は無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、当該関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（官公署又は政府関係機関への協力要請）

第22条 市長は、この条例の規定に基づく事務に関し、官公署又は政府関係機関に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

（措置命令）

第23条 この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に反する埋立行為等（以下「不適法埋立行為等」という。）が行われ、又は行われた場合において、災害又は生活環境の保全上の支障が現に生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、市長は、必要な限度において、次に掲げる者に対し、当該不適法埋立行為等を停止し、又は期限を定めて、災害を防止し、若しくは生活環境の保全上の支障を

除去するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- (1) 許可された内容に反する埋立行為等を行い、又は行った許可事業者（当該許可事業者に対し、埋立行為等に関する工事を請け負った施工者を含む。以下この条において同じ。）
- (2) 一般的基準に反して埋立行為等を行い、又は行った許可事業者
- (3) 第7条第1項又は第10条第1項の許可を受けずに埋立行為等を行い、又は行った者
- (4) 第7条第5項（第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき許可に付された条件に反し、埋立行為等を行い、又は行った許可事業者
- (5) 第12条第1項の規定により許可を取り消され、同条第2項の規定に基づく必要な措置を講じない者
- (6) 不適法埋立行為等を行うことを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は不適法埋立行為等を行うことを助けた者があるときは、その者

第24条 不適法埋立行為等が行われ、又は行われた場合において、災害又は生活環境の保全上の支障が現に生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、市長は、当該不適法埋立行為等が行われ、又は行われた土地の所有者に対し、期限を定めて、災害を防止し、又は生活環境の保全上の支障を除去するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- (1) 土地の所有者が、第8条第1項の規定に基づく同意をしているとき。
- (2) 前条各号に規定する者の資力その他の事情からみて、それらの者のみによっては、必要な措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。
- (3) 第6条の趣旨に照らし土地の所有者に必要な措置をとらせることが適当であると認められるとき。

(手数料)

第25条 第7条第1項又は第10条第1項の許可を受けようとする者は、別表に定める額の手数料を納付しなければならない。

2 既に納付した手数料は、返納しない。

(委任)

第26条 この条例中に別段の定めがあるものを除くほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第27条 第23条の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第28条 第7条第1項又は第10条第1項の規定に違反して埋立行為等を行った者は、50万円以下の罰金に処する。

第29条 第21条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第30条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第10条第4項、第14条、第15条、第18条第1項又は第19条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第13条の規定に違反して、標識を設置しない者

(3) 第16条の規定に違反して、水質検査を行わず、又はその結果を報告せず、若しくは虚偽の報告をした者

(4) 第17条第1項又は第2項の規定に違反して、土砂管理台帳を作成せず、又は虚偽の記載をした者

(5) 第20条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年9月1日から施行する。

(岡山市土採取等規制条例の廃止)

2 岡山市土採取等規制条例（昭和61年市条例第26号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に旧条例第4条第1項の規定による届出をした計画に基づく埋立行為等については、旧条例は、この条例施行後も、なおその効力を有する。

4 前項の規定にかかわらず、この条例施行の際現に旧条例第4条第1項の規定による届出をした計画に基づき埋立行為等を行っている者又はその承継人は、この条例施行の日から起算して3年間は、第7条第1項に基づく許可を受けないで当該届出をした計画に基づく埋立行為等を行うことができる。その者がその期間内に同条の許可を申請した場合において、当該申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も同様とする。

5 この条例の施行前にした行為及び旧条例の規定に基づく処分に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

6 市長は、この条例の施行後5年を経過した場合において、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（建部町及び瀬戸町の編入に伴う経過措置）

7 建部町及び瀬戸町の編入の日（以下この項及び次項において「編入日」という。）前に、編入前の建部町開発事業の調整に関する条例（昭和48年建部町条例第14号。以下「建部町条例」という。）及び編入前の瀬戸町開発事業の調整に関する条例（昭和57年瀬戸町条例第927号。以下「瀬戸町条例」という。）の規定に基づく届出をした埋立行為等については、この条例の規定にかかわらず、編入日から起算して3年間に限り、建部町条例及び瀬戸町条例の例による。この場合において、その者が当該埋立行為等について、その期間内に第7条第1項の許可を申請したときは、当該申請に係る許可又は不許可の処分があるまでの間も同様とする。

8 編入日前にした建部町条例及び瀬戸町条例の規定に違反する行為並びに編入日後にしたこの条例の規定によりその例によることとされる建部町条例及び瀬戸町条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、それぞれ建部町条例及び瀬戸町条例の例による。

附 則（平成18年市条例第129号）

この条例は、平成19年1月22日から施行する。

附 則（平成20年市条例第110号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年市条例第89号）

この条例は、民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）の施行の日から施行する。

附 則（平成26年市条例第107号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年市条例第27号）

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

別表（第25条関係）

埋立行為等許	事業区域の面積による区分	金額
可申請手数料	0.3ヘクタール未満	130,000円
	0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	200,000円
	0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	270,000円
	1ヘクタール以上3ヘクタール未満	400,000円
	3ヘクタール以上6ヘクタール未満	520,000円
	6ヘクタール以上10ヘクタール未満	670,000円
	10ヘクタール以上100ヘクタール未満	890,000円
	100ヘクタール以上	890,000円に100ヘクタールを超える部分が100ヘクタールに達するまでごとに220,000円を加えた額
埋立行為等変	変更の種類	金額

更許可申請手数料	埋立行為等の計画変更に伴う事業区域の面積の変更	埋立行為等の計画及び事業区域の面積以外の変更	
	面積の変更がない場合	ない場合	ア
		ある場合	ア + 10,000円
	面積が減少する場合	ない場合	イ
		ある場合	イ + 10,000円
	面積が増加する場合	ない場合	ウ + エ
		ある場合	ウ + エ + 10,000円
	埋立行為等の計画及び事業区域の面積以外の変更のみ		10,000円
	この表において、ア、イ、ウ及びエは、それぞれ次の額を表すものとする。		
	ア 事業区域の面積に応じた埋立行為等許可申請手数料に10分の1を乗じて得た額		
イ 減少後の事業区域の面積に応じた埋立行為等許可申請手数料に10分の1を乗じて得た額			
ウ 変更前の事業区域の面積に応じた埋立行為等許可申請手数料に10分の1を乗じて得た額			
エ 増加面積に応じた埋立行為等許可申請手数料の額			